

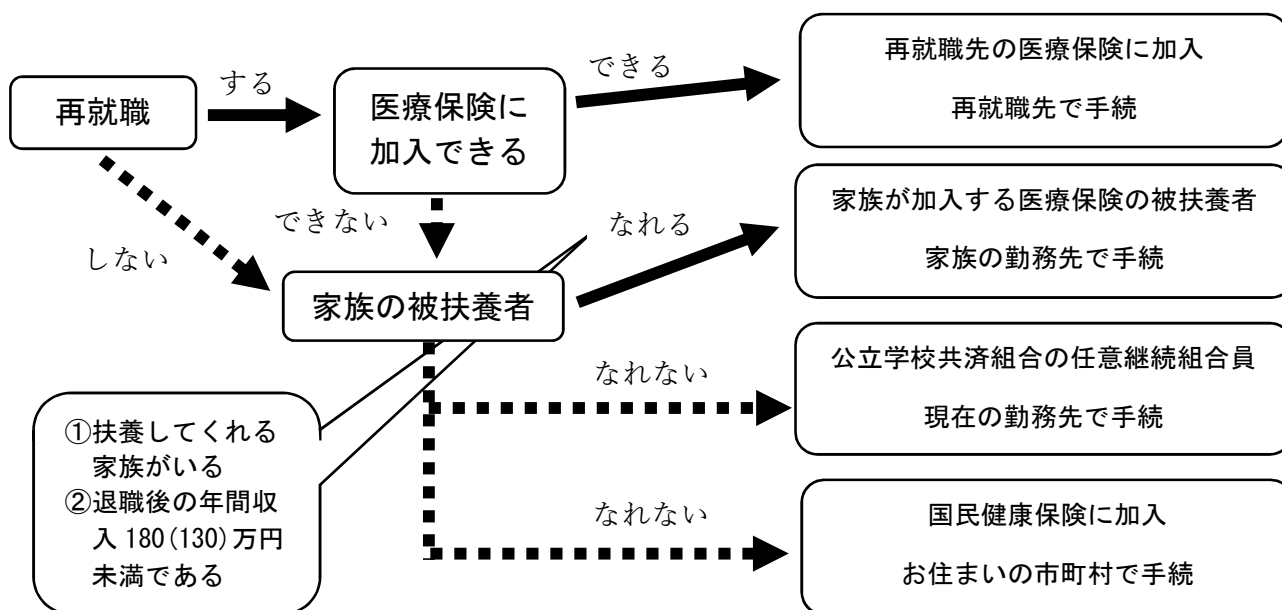
IV 医療制度等

1 医療保険

退職後はいずれかの医療保険に加入しなければなりません。一人ひとり条件が異なりますので、下の表も参考に、十分に御検討の上加入してください。

なお、新たに加える医療保険の資格取得手続を行うことで、マイナ保険証の変更手続も完了します。

医療保険の種類



- ◎ 任意継続組合員になるか、国民健康保険に加入されるかはご自身で選択してください。
- ◎ 医療費の自己負担割合は、加入する医療保険に関わらず本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

[退職にあたってのお願い]

組合員証の返却

・現在お持ちの組合員証・資格確認書や被扶養者証等(被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証)は退職した日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所に返却してください。

※ただし、フルタイム暫定再任用等で4月以降も組合員番号が変わらない場合、組合員証等はそのままお使いいただけます。

・退職した日の翌日以降に、組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくこととなりますので、注意してください。

退職後の給付金の受取

・給付金受取口座は、退職後1年くらいは解約しないでください。

・共済組合等による給付金等の給付は、医療機関での受診後、3か月後以降になります。

・給付金は、本人の口座に振込の上、自宅に給付金明細書を送付します。

ワンポイントアドバイス

退職後の医療保険の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。家族の状況や健康状態等を含め、A～Fさんの例を参考にしてください。

- Aさん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額 106 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なくて済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。
- Fさん 特定会計年度任用職員(非常勤講師)になるので、現職の夫の扶養に入ろうと思うけど、年間130(180)万円に加えて3か月連続で108,333(150,000)円を超えられない条件があるから、勤務時間を調べて検討してみるわ。

■退職後の勤務形態と共済組合員資格

勤務形態	共済組合員資格
暫定再任用常時勤務(フルタイム勤務)	○
暫定再任用短時間勤務(パートタイム勤務)	×
定年前再任用短時間勤務	×
任期付職員	勤務条件により異なるため 新所属の事務担当者にお尋ねください。
臨時的任用職員	
会計年度任用職員	

※共済組合員資格取得の条件

- ・2か月を超える任用
 - ・週あたりの勤務時間が20時間以上
 - ・報酬月額88,000円以上
- を全て満たす必要があります。

医療保険ごとの概要及び手続等

	加入先種類等	加入資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・添付書類等	医療費の自己負担額の上限	備考
①	再就職先の健康保険 (全国健康保険協会等)	再就職先に確認	事業主が半額負担	就職先にて手続き		③の組合員にはなりません
②	国民健康保険一般被保険者	①③④以外の方	市町村で決定 ・令和6年度の最高限度額は1,060,000円 <福島市の場合> (医療分) ($A \times 6.50\%$) + (20,700円 × 被保険者数) + 18,300円 (後期高齢者支援分) ($A \times 2.50\%$) + (7,800円 × 被保険者数) + 7,200円 ※A: 課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1月~12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額	居住する市町村窓口 ○退職時の所属所発行の資格喪失証明書 ○印鑑 ※任意継続組合員の資格喪失後の資格喪失証明書は福利課が交付します	80,100円 +(医療費-267,000円) ×0.01 (注2)	
③	公立学校共済組合任意継続組合員 (2年の加入期間)		くわしくはIV-6ページ~をご覧ください。		25,000円	
④	家族の健康保険の被扶養者となる	所得制限あり (家族の勤務先に確認)	なし	被保険者が勤務先において行う	①②に同じ	

(注1)40歳から64歳までの人は、医療に係る掛金の他に
介護保険料を納入する必要があります。(IV-17ページをご覧ください。)

(注2)上位所得者
(健康保険等は標準月額53万円以上、市町村国保は、左と同程度以上の所得がある方。)
 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 0.01$

医療費の自己負担額の例

※ 1 か月ごと、1 病院ごと(入院と外来は別)

任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
・ 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ $\underline{125,570 \text{ 円}}$ 一部負担金払戻金 $84,430 - 25,000 = 59,430 \div 59,400 \text{ 円}$ 100 円未満切り捨て 最終的な自己負担額は $\underline{210,000 - 125,570 - 59,400 = 25,030 \text{ 円}}$	・ 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ $\underline{125,570 \text{ 円}}$ 最終的な自己負担額は $\underline{210,000 - 125,570 = 84,430 \text{ 円}}$ (課税所得額 210 万円超 600 万円以下 世帯の場合) (注 1)
・ 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 一部負担金払戻金 $60,000 - 25,000 = 35,000 \text{ 円}$ 最終的な自己負担額は $\underline{60,000 - 35,000 = 25,000 \text{ 円}}$	・ 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 自己負担額は 60,000 円
・ 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は 9,000 円	・ 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は 9,000 円

(注 1) 上位所得者 (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合)

$$\begin{aligned} & \text{高額療養費 } 210,000 \text{ 円} - \{167,400 + (700,000 - 558,000) \times 1\% \} \\ & = 210,000 - 168,820 = \underline{41,180 \text{ 円}} \\ & \text{最終的な自己負担額は } 210,000 - 41,180 = 168,820 \text{ 円} \end{aligned}$$

マイナ保険証

令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証 (健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード) を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、退職後に加入する医療保険制度への資格取得手続きを行なった後、マイナ保険証に当該情報が反映されますので、引き続きマイナ保険証にて医療機関等を受診いただくこととなります。

※ 退職後にいずれかの医療保険制度への資格取得手続きは必ず行っていただくこととなりますが、御自身で改めてマイナポータルなどへのマイナ保険証の登録手続きを行う必要はありません。(退職後に加入する医療保険側において情報更新を行い、マイナ保険証へ反映されます。)

※ マイナ保険証をお持ちでない場合は、退職後に加入する医療保険者から交付される資格確認書を御利用いただくこととなります。(詳細は各医療保険者に確認ください。)

2 短期給付

退職した方が任意継続組合員にならなかったときや、任意継続組合員の資格を喪失したときでも、一定の要件を満たす場合は請求により次の給付金が支給されます。

これらの給付金は、退職(資格喪失)後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。(傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。)

	給付内容	給付額	提出書類
出産費	退職後 6 か月以内に本人が出産したとき(注)	500,000 円	・ 出産費請求書 ・ 領収書の写 等
傷病手当金	1 年以上組合員であった方が退職した際(任意継続組合員になった場合も含む)に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったとしたら受けられるとき	1 日につき 標準報酬の日額×2/3 支給期間……1 年 6 か月 (結核 3 年) ※ 年金が受給できる場合は、給付の調整があります。 ※ 在職中の支給期間は、上記期間から差し引かれます。	・ 傷病手当金請求書 ・ 療養のため労務に服することができないことに関する医師の証明書 ・ 労務に服することができないことに関する申立書
埋葬料	退職後 3 か月以内に死亡した時(注)	50,000 円	・ 埋葬料請求書 ・ 埋葬許可証の写 等

(注) 任意継続組合員にあつては退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

3 任意継続組合員制度

(1) 加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員（公務員共済組合期間は通算）であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 「任意継続組合員申出書」（IV-12ページ）を令和7年2月14日（金）までに（期限厳守）、公立学校共済組合福島支部（福利課）へ提出してください。

なお、上記期限以降も退職の日から起算して20日以内であれば申出書の提出を受け付けますが、受付時期によっては資格情報のお知らせ、資格確認書の発行やマイナ保険証の情報更新までに時間がかかる場合もあることをご承知おきください。

上記期限までに申し出いただいた方の資格情報のお知らせ又は資格確認書は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和7年3月31日（月）以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」（IV-15ページ）を提出してください。提出期限はありませんが、取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率 109.12/1,000（うち介護掛金分 15.92/1,000 を含む。）を乗じた額です。（令和6年度）

なお、介護掛金は介護保険法第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が該当になります。

① 退職時の標準報酬の月額

② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」（令和6年度の場合は380,000円ですが、令和7年度は現在のところ未定）

【掛金額】平均標準報酬月額の適用者（令和6年度）

$380,000 \text{円} \times 109.12/1,000 \times 12 \text{月} \div 497,580 \text{円（年額）}$

オ 納入方法…… ○ 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。（1年目分）

○ 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和8年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。

○ 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。

カ 被扶養者…… 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。

新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。

なお、新たに被扶養者としていたい方がいる場合は、認定前に任意継続掛金が納入されていることが必要となります。

認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。

よって、振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。

また、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当になった場合は資格確認書を返納してください。

キ 記載事項変更 … 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員記載事項変更申告書」(IV-16ページ)を提出してください。

【任継資格の申出を取下げの場合に提出するもの】

- ★掛金納付前 「任意継続組合員取消申立書」(IV-15ページ)
- ★掛金納付後 「任意継続組合員資格喪失申出(届出)書」(IV-13ページ)、
「任意継続掛金還付請求書」(IV-14ページ)、
資格確認書
新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書コピー
(資格喪失証明書が必要な場合を除く)

**【任継資格取得後 子どもが就職した、配偶者又は他の扶養親族の
所得が年180(130)万円を超えた など】**

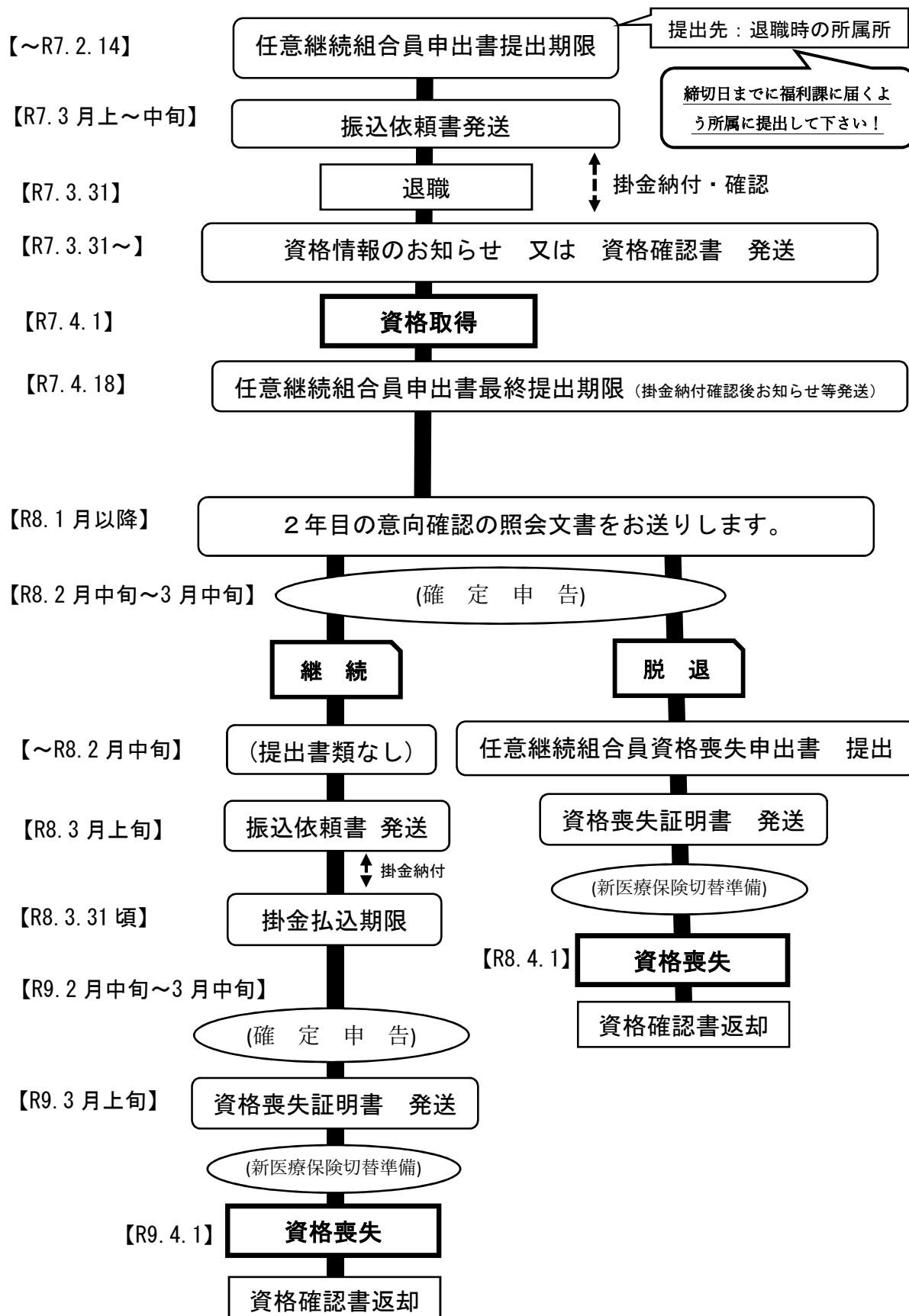
【任継資格取得後 新たに被扶養者として申請したい者がいる】

- ★届出用紙を公立学校共済組合福島支部からお送りしますので御一報ください。
(電話：024-521-7802)

【任継資格取得後 引っ越した・名前が変わった】

- ★必ず「任意継続組合員記載事項変更申告書」(IV-16ページ)
を提出してください。

《参考》 加入から資格喪失までの流れ



(2) 資格喪失

下表①～⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(IV-13ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(IV-14ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。

資格喪失後は速やかに資格確認書を福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日
①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
②死亡したとき	死亡した日の翌日
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
④他の社会保険の被保険者になったとき (再就職)	その保険の資格を取得した日
⑤任意継続組合員でなくなることを希望したとき (国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月15日に申出→7月1日資格喪失)

(3) 短期給付

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付 (療養の給付、 一部負担金払 戻金)	本人及び被扶養者が 病気になったとき 負傷したとき	自己負担額から下記の額 と 100 円未満の端数を差 し引いた額 自己負担限度額 25,000 円	自動給付 ※10割負担したとき ・医療費、一部負担金 払戻請求書 ・領収書 等
b 出産費・ 家族出産費	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 出産したとき	本 人：500,000 円 被扶養者：500,000 円 附 加 金：50,000 円	・出産費(同附加金)等 請求書 ・領収書の写 等
c 埋葬料・ 家族埋葬料	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 死亡したとき	本 人：50,000 円 被扶養者：50,000 円 附 加 金：25,000 円	・埋葬料(同附加金)等 請求書 ・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に 非常災害で住居又は 家財に1/3以上の 損害を受けたとき	法定給付 標準報酬月額 の0.5~3か月 (損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・間取図 ・写真 等
e 弔慰金・ 家族弔慰金	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 非常災害で死亡した とき	本 人 標準報酬月額の1か月分 被扶養者 標準報酬月額の70/100	・弔慰金等請求書

《参考》令和6年度任意継続掛金一覧表

【一括納付】

(一年目・加入月以外割引有・単位：円)

退職時の 標準報酬月額	短期掛金	介護掛金	合計
380,000	417,447	71,299	488,746
360,000	395,476	67,551	463,027
340,000	373,505	63,791	437,296
320,000	351,534	60,043	411,577
300,000	329,564	56,295	385,859
280,000	307,593	52,534	360,127
260,000	285,622	48,786	334,408
240,000	263,651	45,026	308,677
220,000	241,680	41,278	282,958
200,000	219,709	37,530	257,239
180,000	197,738	33,770	231,508
160,000	175,767	30,021	205,788

【毎月納付】

(単位：円)

退職時の 標準報酬月額	分割	短期掛金	介護掛金	計
380,000	1ヶ月分	35,416	6,049	41,465
	年額	424,992	72,588	497,580
360,000	1ヶ月分	33,552	5,731	38,283
	年額	402,624	68,772	471,396
340,000	1ヶ月分	31,688	5,412	37,100
	年額	380,256	64,944	445,200
320,000	1ヶ月分	29,824	5,094	34,918
	年額	357,888	61,128	419,016
300,000	1ヶ月分	27,960	4,776	32,736
	年額	335,520	57,312	392,832
280,000	1ヶ月分	26,096	4,457	30,553
	年額	313,152	53,484	366,636
260,000	1ヶ月分	24,232	4,139	28,371
	年額	290,784	49,668	340,452
240,000	1ヶ月分	22,368	3,820	26,188
	年額	268,416	45,840	314,256
220,000	1ヶ月分	20,504	3,502	24,006
	年額	246,048	42,024	288,072
200,000	1ヶ月分	18,640	3,184	21,824
	年額	223,680	38,208	261,888
180,000	1ヶ月分	16,776	2,865	19,641
	年額	201,312	34,380	235,692
160,000	1ヶ月分	14,912	2,547	17,459
	年額	178,944	30,564	209,508

任意継続組合員申出書

退職時の 所属所名	氏 名	性別	生 年 月 日				退職時の 標準報酬の月額	組合員期間
退職時の 所属コード	退職時の 組合員番号		年号	年	月	日		
		男・女	昭和・平成				円	年 月
退職発令日 年 月 日	※ 任意継続 組合員番号		※ 任意継続組合員 資格取得年月日				備 考	
年号	年	月	日	年号	年	月	日	
令和				令和				
退職後 の 住所 電話番号 <small>(申出者欄と違う場合)</small>	〒 ー ー 都 道 市 区 府 県 郡 電話 ー ー							
支払金融機関 <small>(県外在住者 のみ記入)</small>	銀行	支店	預 金 目 録	1. 普 通 座 2. 当 座	口 座 番 号			
	※ 銀行・支店コード		口座名義人氏名		フリガナ			
掛金払込方法	※希望する払込方法に○をつけてください 1. 毎月払い 2. 半年分前納 3. 一年分前納							
承 諾 事 項	1. 任意継続掛金を払込期限までに払い込めないときは、任意継続組合員資格を喪失すること。 2. 住所、氏名、被扶養者等の届出事項に変更が生じた場合は直ちに届け出ること。 3. 資格を喪失した場合は、直ちに資格確認書を返却すること。 以上、承諾します。							
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合福島支部長 様 令和 年 月 日 (〒 ー ー) 住所 電話 (ー ー) 申出者 氏名								
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 電話 (ー ー) 所属所長 職名 氏名								

- 退職の日から20日を経過した後申出書を提出する場合は、「備考」欄に遅滞した事由を記入してください。
- 「支払金融機関」の欄は県外在住者のみ記入すること。
- ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員番号							※ 共済組合資格喪失日				退職年月日			
							年号	年	月	日	年号	年	月	日
							令和				令和			

下記事由により、任意継続組合員資格喪失の申し出（届出）をいたします。

1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため

希望年月日： 令和 年 月 日

理由：

2. 令和 年 月 日 他の組合員又は被保険者等になったため

資格喪失後の加入保険 名称

記号番号

3. 令和 年 月 日 死亡のため

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

〒

住所

申出（届出）者 氏名

続柄（ ）

電話番号

- この申出（届出）書を提出する際は、資格確認書を必ず添付してください。
- 資格喪失事由の2.に該当するときは、資格喪失後の加入保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しを添付してください。
- 任意継続掛金の選付がある場合は、請求書を併せて提出してください。
- ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員番号	還付請求者 (本人の場合記載不要)	続柄	資格喪失事由
			1 任意継続組合員でなくなることを希望するため
			2 他の組合員又は被保険者となったため
			3 死亡のため
還付対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで		
還付請求金額	円		
資格喪失年月日	令和 年 月 日		
還付金受取金融機関（県外在住者及び組合員が死亡し遺族等が請求する場合のみ記入）			
金融機関名	銀行 支店	1. 普通 2. 当座	口座番号
	※ 銀行・支店コード	(フリガナ)	
		口座名義人	
<p>任意継続組合員資格喪失に伴い、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">還付請求者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号 - -</p>			

1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出（届出）書と併せて提出してください。
2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

再就職し、引き続き公立学校共済組合福島支部の組合員となるため

- 暫定再任用（フルタイム職員）
- 臨時的任用職員（常勤講師等）
- 任期付職員
- 会計年度任用職員

再就職し、国民健康保険に加入するため

- 暫定再任用（パートタイム職員）
- 定年前再任用短時間勤務
- 臨時的任用職員
- 任期付職員
- 会計年度任用職員（非常勤講師等）
- その他

国民健康保険に加入するため

家族の被扶養者となるため

その他

※該当箇所に☑すること。

なお、退職後の雇用形態は年金記録等にも関わるため、所属の事務担当者に確認し、正確に記入すること。

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

住 所 : _____

氏 名 : _____

電 話 番 号 : _____

現職時職員番号 : _____

最 終 所 属 所 : _____

任意継続組合員 記載事項変更申告書

所属所名		組合員氏名		本人 変更 の有 無	変更対象被扶養者の氏名等		申告書提出の理由	
所属コード		組合員番号			氏名	続柄	1. 氏名変更	ア. 結 婚
任意継続								イ. そ の 他
							2. 現住所変更	
9	9	9	9	9	有・無	3. 氏名・現住所以外の事項変更(訂正)		
				事由発生日		令和 年 月 日		
氏 名 変 更 の 場 合								
変更前	(フリガナ)							
変更後	(フリガナ)							
現 住 所 変 更 の 場 合								
郵便番号		変更後の 現住所	住所1	都 道 郡 市 区 町 村			単身赴任の有無	
〒	—		住所2	府 県			有 ・ 無	
(上記(市区町村)以降の住所をアパート・マンション等名まで記載すること)								
氏 名 ・ 現 住 所 以 外 の 事 項 変 更 の 場 合								
変更事項			変更前の内容			変更後の内容		
上記のとおり申告します。								
公立学校共済組合福島支部長 様								
令和 年 月 日								
申告者 氏名								
この申告は事実と相違ないものと認めます。								
令和 年 月 日								
電話 (—)								
所属所長 職名								
氏名								

1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。
3. 郵便番号は、「〇〇〇-〇〇〇〇」形式で記載してください。
4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細に記載してください。
5. 変更・訂正する資格確認書を添付してください。なお、現住所のみの変更の場合は、資格確認書を添付する必要はありません。
6. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
7. 改姓した場合は、給付金振込口座の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
8. ※印欄は記入しないでください。

※証回収	※確定	※確認	※入力

4 介護保険

40歳以上の方が介護保険に加入しています。在職・退職にかかわらず64歳までは介護保険第2号被保険者、65歳からは介護保険第1号被保険者該当です。

(介護保険被保険者の種別)

	該当する方	納付方法・保険料
第1号被保険者	65歳以上の方	国民年金、共済年金、厚生年金等から天引きにより各々の市町村長に納付。 (一定額未満の年金受給者は直接納付) ※保険料は市町村ごとに異なる
第2号被保険者	40歳以上64歳までの医療保険に加入している方 (本人及び被扶養者)	医療保険料と併せて徴収 ※保険料は各医療保険ごとに異なる

※保険料

国民健康保険

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和6年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分) $(A \times 2.40\%) + (10,000 \text{円} \times \text{被保険者数}) + 6,200 \text{円}$

(注) A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額

国民健康保険以外の医療保険

各医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

<公立学校共済組合の場合> (令和6年度)

組合員	標準報酬月額及び標準期末手当等の	7.96 / 1,000
任意継続組合員	標準報酬月額の	15.92 / 1,000

5 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入しています。現職時、組合員は国民年金第2号被保険者、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者に該当します。

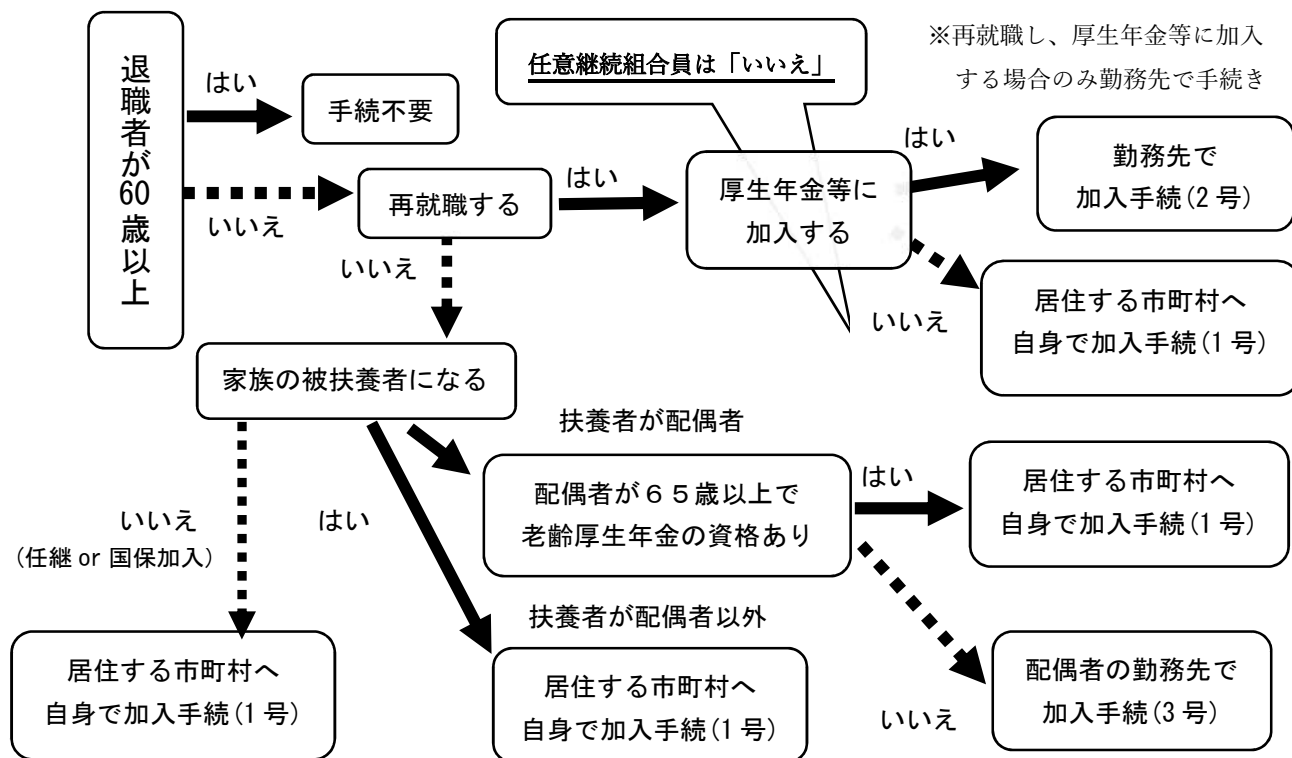
退職後60歳以上の場合、組合員及び被扶養配偶者は期間満了のため手続は不要です。60歳未満の場合、組合員・被扶養配偶者ともに手続が必要となるケースがありますので、必要に応じて自身で国民年金第1号被保険者の加入手続を行ってください。(問い合わせは、お住まいの市町村担当窓口をお願いします。)

(国民年金被保険者の種別)

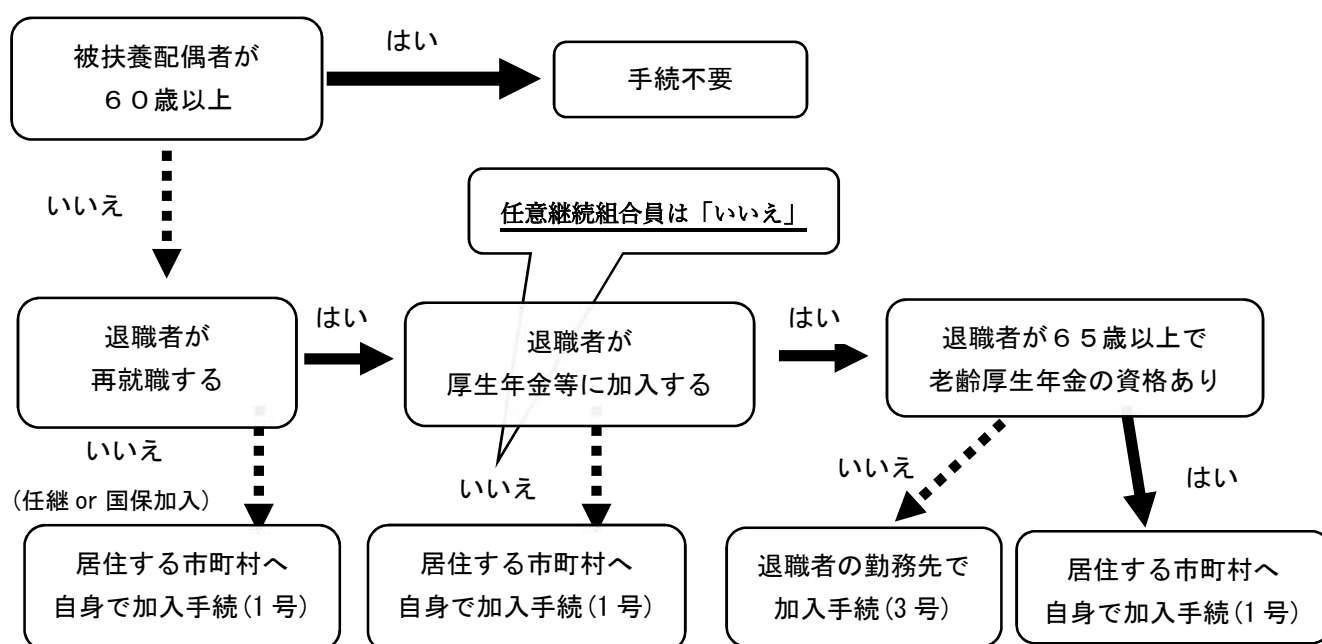
	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和6年度 月額16,980円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

(1) 退職者の国民年金に関する手続



(2) 退職者の被扶養配偶者の国民年金に関する手続



[MEMO] 60歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに(1~5年)満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されています。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が65歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

(3) 国民年金の保険料

第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和6年度は月額16,980円)

なお、上記のほかに月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

200円×付加保険料納付月数

例えば、20年間支払った場合は、 $200円 \times 240か月 = 48,000円$ を毎年上乗せで受取れます。支払った総額($400円 \times 240か月 = 96,000円$)と比べると、2年で元が取れることになります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者(自営業など)のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。